

第17回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成16年 3月16日(火) 9:30~11:30

◇場所

猿沢荘 会議室

◇議事

個人情報保護制度の改善について(第2号諮問事案)

[議事概要]

(全般にわたっての検討)

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

・対象とする個人情報

- 法人やその他の団体の役員に関する情報についても保護の対象とするべきではないか。

・実施機関

- 行政機関法では国家公安委員会及び警察庁を対象としていることから、県においても公安委員会及び警察本部を実施機関とすることが適当ではないか。
- ただし、警察が取り扱う個人情報には、機密性の強いものや全国的な斉一性が求められるものなどの特殊な事情があるため、収集の制限、利用及び提供の制限、個人情報取扱事務の登録などについて、一定の例外規定を設ける必要があるのではないか。
- 議会を条例上の実施機関とすべきかどうかについては、議会の自主的な判断を尊重するべきではないか。

・収集の制限

- 基本的には現行の制限規定を維持することが適当ではないか。
- ただし、公安委員会及び警察本部を実施機関とする場合は、その

取り扱う個人情報の特異性から、一定の配慮が必要ではないか。

・ 利用・提供の制限

- 基本的には現行の制限規定を維持することが適当ではないか。
- ただし、公安委員会及び警察本部を実施機関とする場合は、その取り扱う個人情報の特異性から、一定の配慮が必要ではないか。

・ 個人情報の適正管理

- 実施機関及び受託事業者において、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、き損などを防止するための安全措置を講じることについては、実施機関及び受託事業者の義務とすることが適当ではないか。

・ 個人情報取扱事務の登録・閲覧

- 個人情報の取扱いの状況を明らかにするためには、個人情報の取扱事務単位で登録、公表する現行の制度を維持することが適当ではないか。
- ただし、公安委員会及び警察本部を実施機関とする場合は、その取り扱う個人情報の特異性から、一定の配慮が必要ではないか。

・ 自己情報の開示制度

- 現行の不開示情報のうち、「犯罪等社会的危害防止情報」については、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障のあるものに限定したうえで、実施機関の第一次判断を尊重する必要があるのではないか。
- 現行の不開示情報のうち、「国等協力関係情報」、「意思形成過程情報」及び「事業執行過程等情報」については、行政機関法を参考にして、要件をより明確にすることが適当ではないか。
- 開示決定の期限延長については、一定の期限を明示することが適当ではないか。
- 不正な手段で開示を受けた者に対しては、一定の罰則を設けることも必要ではないか。